

会議録様式

審 議 会 名	第 1 回杉戸町障がい者生活介護施設指定管理候補者選定委員会
開 催 日 時	令和 5 年 7 月 5 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 4 0 分
開 催 場 所	杉戸町役場 第三庁舎 2 階 庁議室
会 議 の 議 題	（１）指定管理候補者の選定方法について （２）募集要項（仕様書）及び審査要領について （３）今後のスケジュールについて （４）その他
公開・非公開の 別	☒ 公開 ・ 非公開（公開の場合傍聴者数 0 人）
	（非公開の場合理由）
出席委員氏名	門脇利夫副町長、植原政彦秘書広報課長、伊塚武史総合政策課長、 大島康夫総務課長、山下雅和福祉課長、篠原テル子委員、 棚橋潤一委員

審議の概要	
議題（１）指定管理候補者の選定方法について 事務局より、杉戸町障がい者生活介護施設デイケアかわせみの指定管理候補者の選定について、資料２および資料３を用いて説明する。 ・デイケアかわせみの概要 ・指定管理候補者の選定方法 公募と非公募について ・県内における市町村設置の生活介護施設に係る指定管理者の選定状況について ・指定管理候補者選定方法の事務局案「非公募により現指定管理者である杉風会を指定管理候補者として、随意指定する」について 案理由①利用者及びその家族が安心して、かつ継続して利用し続けることができる施設運営の実現を図るため。 案理由②指定管理期間中に実績をあげているため。 案理由③かわせみと類似する施設の選定方法も非公募によって実施されているため。	
委員	前回の公募によるプロポーザル方式により募集した際に、応募された事業者は何社あったのか。 非公募とするには、特別な理由が必要で、利用者との関係が一番重要であり、他の施設の非公募の理由でも、これが主だった理由であると思う。 ただ、送迎サービスについて、高齢者のデイサービスでは基本的には送迎サービスを実施している。他の生活介護施設でも送迎サービスをしていないところがあるのか。
事務局	前回の公募での応募は、１事業者のみでした。 送迎サービスについて、民間も含む近隣の施設では、基本的には実施している状況です。そのため、確かに実績として評価できないのではないかとのご指摘だと思いますが、かわせみとして、指定管理を始める以前は、送迎サービスを実施していなかった現状があります。事業者は杉風会で変わらずに、指定管理者をやっている状況なので、その点は評価してもよいと事務局は考えているところです。
委員	かなり重度の方も受け入れをしているという説明もありましたが、定員が２５名で、２０名ほどを受け入れており、障がいの程度、内容によっては施設の利用を断ることもあるのか。
事務局	指定管理導入後に、受け入れを断った事例はありません。町立施設であるので、原則的に利用したい方がいれば、原則は受け入れる、余程の理由がなければ、断れないと考えており、利用したい方の意思を尊重し、福祉課として、相談があれば、受け入れる方向で調整したいと考えております。
委員	少なくとも町に対して、受け入れてもらえなかったという声はなかったということでしょうか。
事務局	今のところありません。
委員長	杉戸町障がい者生活介護施設条例第７条第２項の利用の承認等の規定で、例え

	ば、管理上支障があると認められる場合は、受け入れができない場合もあるのかもしれないですね。
事務局	そうなります。
委員	送迎サービスを開始して、利用者から歓迎の声が聞こえており、利用者の声はすごく大切だと思います。 その他に利用者の声が杉風会の運営に対して、どういったものがあがっているのか。また、利用者の声に対して、どういった対応、改善などを行っているのか、事例があれば教えてください。
事務局	送迎サービスについてですと、送迎サービスが始まる前までは、路線バスを利用していたので、不安だったが、送迎サービスが始まったので安心したという保護者の声がありました。 その他にも、ある利用者の保護者が、運動用にとある器械を購入したが、自宅ではうまくできなかったのも、かわせみ職員に相談したところ、かわせみでやってみる事となり、うまく使えたというような話もありまして、そういった利用者の障がい特性にあった支援をするのが、かわせみの仕事になります。そういったちょっとしたことですが、利用者の声を聴いて、対応してくれているようです。
委員	平成27年度に町内巡回バスの見直しが行われた際に、多くの利用者が、いわゆる社会的自立の助長ということで、社会復帰の訓練という主旨のもとに巡回バスを頻繁に使われていたので、福祉課にヒアリングをしたことがありました。 当時の福祉課からは、抜本的な見直しをしないで欲しい、要は巡回バスをなくして、デマンドへという流れも当時対外的にいろんなご意見をいただいていたところだったのですが、そういう背景があった中で、現在は送迎サービスを推奨という考え方の変化は、いかにして局面が変わってきたのか。
事務局	送迎サービスを開始するにあたって、やはり利用者のご家族が送迎して欲しいという声が多かったためになります。 現在、障がい者の親御さんたちの高齢化が進んでいる状況です。バス以外にも親御さんが施設まで送迎している方も多くいた状況です。そうすると、高齢化していく中で、ご自身で運転して送っていく状況がなかなか大変になってきたという声が、やはりだんだん上がってきまして、そういった影響を受けて、福祉課としても送迎をして、サービスの向上と、保護者の方の負担軽減を図るため、送迎サービスを実施するようになっていったという背景がございます。
委員	平成17年4月に開所されたという説明がありました。当時私は、予算の担当をしておりまして、この建設に当たっては、結構深く関与させていただいており、かわせみの完成時に見学をさせていただく機会があった。その時に訓練作業室に、ガラスの扉が設置されていました。当時見学をさせていただいた時に、杉風会の御担当の方がいらっしゃって、かなり厳しいご意見をいただいたことがあった。 要するに、障がい者の特性を町は理解していない、という指摘がありまして、

	現在はそういう安全配慮という観点からいうと、十分に配慮されたハード面の整備が行われているのでしょうか？
事務局	今ご質問のあったガラスの扉の話については、いつなくなったかは、不明ですが、現在は設置されていません。 ガラスの扉といえば施設の入口も自動ドアになっていますが、そこも安全配慮ということで、障がいのある方が何かあったりするといけないので、自動ドアも現在使っていない、手動で開けたり閉めたりして、人が来ても開かない状況になっていたりします。 施設を造った時は、造った時だと思いますが、その後の運営の中でももちろん安全配慮、施設を改善した方がいい部分は、町もそうですが、実際にやっている杉風会さんが色々考えてくれているので、その辺は開所以来、蓄積がされているので、問題はないと考えております。
委員	現場を熟知されてる杉風会の御担当者の方と意見交換をよくしていただいて、利用者の安全が行き渡るように運営していただければと思う。
委員	保護者からの立場として、かわせみは、保護者会がない。 かわせみに通っていても、誰が通っているかのわからず、間接的に聞いて同じ通所先だったことがわかったという話を聞きます。 今の時代ですから、ちょっと難しい部分もあると思うのですが、保護者の方の集まりというか、グループというか、そういうものがないのは、どうしてなのかと思っています。
事務局	保護者の方の集まりということで、もちろん利用者の保護者の方々がお話して、より良い施設運営に繋げていくご意見をいただくことは、すごく貴重な場になると思います。 私も保護者会があるのかどうかは把握してないんですが、杉風会にご意見を伝えさせていただきたいと思います。
委員長	非公募により現在の指定管理者である社会福祉法人杉風会を次期の指定管理候補者として随意指定をしたいという案の採決を実施する。 委員全員挙手のため、事務局案を承認する。

議題（２）募集要項および審査要領について 事務局より説明。	
委員	１点修正をお願いしたいのですが。 募集要項の４頁、（１２）個人情報の保護に関する法律ということで、ほとんど個人情報の保護については、この法律でまかなうような形をとっているわけですが、杉戸町個人情報保護法施行条例があり、その条例の中で令和４年度以前に取得した個人情報についての経過措置がうたわれております。今回、杉風会が継続になりますので、その条例名も加えていただきたいと思います。
事務局	修正したいと思います。
委員	資料５－２募集要項の３頁にあります、「３ 指定期間」ということで、令和６年４月１日から５年間を予定しているのご説明がありました。 資料１の町の「指定管理者制度導入に係る基本方針」では、指定管理に要する期間は、原則として３年から５年の範囲内となっている。 ただ、先ほどの随意指定するにあたっての説明を聞くと、施設の性格や福祉サービス提供の安定性の確保を踏まえても、５年に関わらず、例えば７年とか１０年といった指定期間もできると考えるが、検討などを行ったのか。
事務局	５年間とした理由として、まず町で指定管理を導入してる施設においては、どの施設も５年間としていることを参考にしております。 次に、近隣の市町村の生活介護施設についても５年間が多いということで参考にしております。明確に５年間とした理由を述べられないところもありますが、町内施設での均衡を図るということ、かわせみと同様な近隣自治体を参考にさせていただいて、５年間とさせていただいております。
委員	募集要項にも書いてありますが、いわゆる社会福祉法人のみならず、様々な主体が、参入ができるようなかたちをとっている。 そういった意味では、５年という期間が一つの区切りになっていって、いわゆる町と指定管理者との緊張緩和を保つという意味では妥当ではないかと見ております。ただ、そういう取り扱いがあるということをご承知いただければと思い、意見を述べさせていただきました。
委員	資料５－２の１１頁で、先ほど説明いただいた「２ 物価・金利変動等による経費の増減」についても指定管理者の責任分担ということで、昨今の物価高騰やエネルギー高など、非常に経費というものが上がっていると思います。 杉風会さんの方でいわゆるそういったことに対応できるだけの内部留保みたいなものがあるのか。 また、もし赤字経営になった場合の対応というものを考えているのか。
事務局	内部留保については、そういった資料がないため、わかりません。ただ、杉風会は、かわせみの指定管理の他にも、入所施設の庄内やれんげそう作業所、さらに昨年度からグループホームを開所して、事業を拡大しているところなので、事業運営上大きなつまずき等があるようには、現状では把握してない、むしろ事業を拡大し

	て、順調に運営されてると思われますので、一定程度の経費の増加には耐えられる事業者であると事務局は考えております。 次に、赤字になったときの対応については、現在結んでいる指定管理者との協定では、原則は利用料金収入、つまり生活介護を行った収入で賄うということで、きちんと明記されていますので、赤字になったから補填するということは、原則考えていません。 そのため、今回の仕様書でも原則指定管理料は支払いませんと明記しています。 ただ、社会情勢の変化により、利用者が減少して施設も全く運営できないような状況になった場合は、町と指定管理者との協議の上で赤字を補填するというような記載になっているので、やむを得ない場合にのみ補填も考えられますが、原則は、赤字の補填はないと考えております。
委員	利用者が激減して、運営が成り立たない状況の場合、町が補填するというのは、どこかに記載があるのでしょうか。
事務局	資料５－２の４頁に「７ 施設運営に係る経費（指定管理料）」の（２）番に記載があります。 社会情勢の変化、例えばですが、障がい者を支援する制度が変わって、生活介護という制度が変わってしまうとか、そういうことを一応想定しているので、それ以外の理由っていうのはあまり考えられないですが、こういった場合に施設が運営できなくなってしまう状況になれば、やむを得ず補填も考えられますが、原則は支出しないと考えております。
委員長	物価高騰で障がい者施設や介護施設など、民間事業者の方には、給付金なども出ていると思うが、施設は町だが、指定管理者もこういう給付金関係の対象になるのかなど、もう少しよく研究した方がいいかもしれない。
委員	近隣の施設で、物価高騰によって施設が廃止になったというのは、聞いたことがありません。 今後の状況は、まだわかりませんが、かわせみは規模的にも小さな事業所、これが１００人規模の事業所であれば、物価高騰による影響は計り知れないですが、この影響を受けて施設が廃止になるというのは、考えにくい部分もあります。 そういったことを踏まえて、今回の仕様書の方でも指定管理料は原則支払わず、ただ大幅な赤字が生じた際には双方協議しながら、もちろん総合政策課の方にもいろいろ相談しながら、お互いがいい形になるように努めたいと思っています。
委員長	先ほどのコロナの話もあって、今後も新たな感染症が発生するかもしれない中で、１１頁にある責任区分、そしてリスク管理としては「９ 災害時の防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク」がありますが、そういう感染症などもそこに含むという形でよいのか。 実際に３年間のコロナ禍でかわせみの方で一時利用を停止したとかそういうことがあったのかどうか、そのとき誰が判断したのか、教えて欲しい。

事務局	感染症の場合は、9 番になるかと思います。業務停止となった場合は、町が責任を負うことになります。
委員長	業務停止になってもお金は入ってくるのか。
事務局	あくまで利用者が施設に来ることで、生活介護が成り立つので、停止になった場合は、収入はなくなると思われます。 また、コロナにより施設を閉鎖したことは、幸いにもありませんでした。 ただ、もちろんこれだけ広がってますので、感染された利用者も何名か出ております。 当初の状況について、資料がないため、日時等の詳細はわかりませんが、その際は指定管理者から町の方に報告があり、町の方で、他の利用者さんへの対応、施設の消毒等について、指示を出し、保健所にも確認して、対応していました。 昨年も発生していますが、感染対策を徹底していたので、クラスター等は、発生していない状況です。
委員長	募集要項および審査要領について、事務局案の採決を実施する。 案について、委員全員挙手のため、承認を得る。なお、委員から指摘のあった部分については修正する。

議題（3）今後のスケジュールについて 事務局より説明。	
委員	1 2 月の全員協議会での報告について、指定管理者が継続する場合については、全員協議会での報告を省略することについて、議会と調整を図っているところですので、時期が来ましたら、総務課にご相談いただきたい。

議題（4）その他について	
委員	過去 4 年間に杉風会に対して、福祉課から何か要望などを出したことはありますか。
事務局	要望とまではいかないかもしれませんが、例えば役場に、利用者が描いた絵や制作物などの作品を飾ってみませんかと声掛けし、作品を飾っている事例があります。 あとは、利用者の関係で、福祉課で支援している障がい者の方で、かわせみの利用について、指定管理者に受け入れをお願いした事例がございました。